

不適切なリース契約

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容						
<p>公益財団法人大阪みどりのトラスト協会</p>	<p>公益財団法人大阪みどりのトラスト協会（以下「協会」という。）は電話機更新のため、Aリース会社とのリース契約（平成28年1月22日締結。リース期間7年間）の手続をB業者に任せたが、旧電話機のCリース会社とのリース契約（平成24年9月6日、平成24年11月29日、平成25年6月17日締結。リース期間7年間）が解約されていなかった。そのため、協会は平成30年4月分まで、Aリース会社とCリース会社へそれぞれリース料の支払を続けていたが、B業者がCリース会社へのリース料相当額を協会銀行口座へ払込みを続けていたことから、この間、協会はCリース会社にリース契約の解約に関する確認を行っていなかった。</p> <p>また、Cリース会社とのリース契約の解約手続は平成30年5月11日に行ったが、Cリース会社に対し、残リース期間分のリース料（767,865円）の支払が必要となった。</p> <table border="1" data-bbox="501 898 1561 1108"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>科目</th> <th>支払金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電話機一式 残リース料</td> <td>賃借料</td> <td>767,865円</td> </tr> </tbody> </table>	名称	科目	支払金額	電話機一式 残リース料	賃借料	767,865円	<p>検出事項について原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p>	<p>検出事項について、原因は複数の業者から見積書を徴さず、従来から取引のある業者に手続を任せたことである。</p> <p>再発防止に向け、令和2年6月開催の理事会において、当協会会計規程の契約の方法に係る条項について改正し、複数の者から見積書を徴することを原則とすることとして、契約の前に取引の妥当性についてチェックを行うようにした。</p> <p>今後は、改正後の当協会会計規程に基づき、適正な事務処理を行う。</p>
名称	科目	支払金額							
電話機一式 残リース料	賃借料	767,865円							

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和元年11月21日から同月22日まで）